

# SS-MIX普及推進コンソーシアム 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SS-MIX普及推進コンソーシアムと称する。

(事務所)

第2条 本会は、株式会社HCI内に事務所を置く。  
(東京都中央区日本橋本町1-3-5 日本橋ビルディング5F)

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、診療情報交換推進事業(SS-MIX)の普及に関わる様々な環境の改善・整備のための活動を行う。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「SS-MIX」および「静岡県版電子カルテシステム」の仕様などの、関連する情報の共有
- (2) 厚生労働省や静岡県、静岡県病院協会など関連する団体からの情報の共有
- (3) 普及推進のための広報活動の検討
- (4) 普及推進のための講演会などの開催
- (5) 「SS-MIX」および「静岡県版電子カルテシステム」についての技術情報についての研修会などの開催
- (6) 規格認定作業の支援
- (7) 普及の後の運用・保守体制などについての検討
- (8) その他「SS-MIX」および「静岡県版電子カルテシステム」に関連する事項に対する支援

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は正会員と賛助会員とする。

- 2 正会員は、SS-MIXおよび静岡県版電子カルテシステムの普及推進に関心があり、具体的に关わる業務を有する、ITメーカー、ソフト関連会社、IT販売会社、コンサルティング会社等で、計画に基づく定期的な活動を継続的に行う団体とする。
- 3 賛助会員は、本会趣旨を理解し、正会員からの要請、若しくは都度、自主的に活動を行う団体とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 退会しようとする会員は、所定の退会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(除名)

第8条 本会の会員で次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認で当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は、本会の目的に反する行為のあったとき

(権利と義務)

第9条 正会員は総会に出席して議決権を行使し、本会の業務に対して意見を述べることができる。

2 正会員は、会則および総会の議決を遵守し、本会が行う各事業について適切な活動を行わなければならない。

3 賛助会員は、議決権を有しないが、総会、委員会に出席し意見を述べるができる。

(会費)

第10条 会員は別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

#### 第4章 役員

(役員)

第11条 本会に役員として、会長1名、副会長若干名、監事2名、理事、顧問をおく。

(幹事会員、役員を選任)

第12条 正会員の互選で、幹事会員を選任する。

2 幹事会員は、1名の理事を理事会に登録することができる。

3 理事会の互選で、会長を選任する。

4 副会長は、会長が理事のなかから指名する。

5 監事は、会長が正会員のなかから指名する。

6 顧問は、幹事会員が推薦し、理事会が指名する。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、事業計画案、収支予測その他会務全般について審議する。

4 監事は、本会の業務および財産に関してその執行状況を監査し、総会に報告する。

5 顧問は、臨時理事会、総会などに出席して意見を述べるができる。

(役員任期)

第14条 本会の役員任期は2年とし、再任は妨げない。

#### 第5章 会議

(会議の種別)

第15条 本会の会議は総会、理事会とし、総会は年1回以上開催する。

(構成および機能)

第16条 総会は、正会員をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) 会則の変更

(4) 解散および残余財産の処分

(5) 会費および負担金規程

(6) その他、本会の運営に関する重要事項

2 理事会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 業務の執行に関する事項

(2) 本会の運営に関する事項

(開催ならびに召集)

第17条 総会は、会長が招集し、定足数は正会員の2/3以上の出席(委任状を含む)をもって成立とする。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、定足数は理事の2/3以上の出席(委任状を含む)、かつ、議決権を有する理事の2/3以上の出席をもって成立とする。

(議長ならびに議決)

第18条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

2 会議の議決は、議決権を有する出席者の過半数をもって決する。

(委員会)

第19条 本会は、第4条に掲げる事業を行うため、委員会を置くことができる。

## 第6章 活動内容の公表等

(情報提供・活動内容の公開・意見聴取)

第20条 本会の目的達成促進を図るため、都度、有用と思われる情報提供や、活動内容の公表を行う。

2 本会は、必要に応じ、活動内容について広く意見を求める活動を行う。

## 第7章 会計

(予算および決算)

第21条 本会の収支予算は、総会の議決を経て定める。ただし、次年度総会開催までは前年度予算を基準として執行する。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第23条 本会の事務を処理するために事務局をおくことができる。

2 事務局機能としては、以下のとおりとする。

- (1) 会員への連絡
- (2) 会議の開催、運営
- (3) 外部との連絡窓口
- (4) 情報の公開
- (5) その他本会維持のために必要な業務

附則

1. 本会則は、平成19年3月14日より施行する。
2. 本会則は、平成19年7月13日より施行する。

## SS-MIX普及推進コンソーシアム・入会申込書

平成 年 月 日

<b>【正会員】</b>	本会の趣旨に賛同し、計画に基づく定期的な活動を継続的に行う団体  (年会費:5,000円)		
組織・団体名	(印)		
代表者氏名			
所 属		役 職	
住 所	〒		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
連絡担当者	代表者と異なる場合は記入してください。		
所 属		役 職	
住 所	〒		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

※申込書に記載された個人情報については、下記の利用目的の範囲内で取り扱うこととし、その範囲を超えて取り扱いはいたしません。

利用目的: 本会に関する情報提供、および関連するセミナーの案内、会費に関する確認

※申込書の内容に変更がある場合は、事務局までご連絡ください。